

福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣事業実施要領

(事業の目的)

第1条 再生可能エネルギーの導入検討等を行う県内の民間事業者等を対象に、専門的な知識や豊富な経験を有する人材を派遣し、適切な指導と助言により、再生可能エネルギー導入の支援を行い、もって県内のエネルギー源の多様化、分散化を促進することを目的とする。

(アドバイザーの委嘱)

第2条 知事は、再生可能エネルギー導入に関する専門的な知識や豊富な経験を有する者のうち、本事業の実施において適当と認められる者を再生可能エネルギー導入支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）に委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(派遣対象)

第3条 アドバイザーを派遣する対象は、県内に事業所を有する民間事業者、市町村、自治会、特定非営利活動法人等（以下「派遣対象事業者」という。）が県内において行う再生可能エネルギー及び蓄電池の導入検討又は既に導入している再生可能エネルギー設備及び蓄電池のメンテナンス、安全対策に係るものとする。

2 派遣対象とする再生可能エネルギーは、太陽光、小水力、風力、バイオマス及び地中熱とする。

3 アドバイザーの派遣は、同一案件に対し同一年度において2回を上限とする。

(派遣申請)

第4条 アドバイザーの派遣を受けようとする派遣対象事業者は、派遣希望日の30日前までに福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣申請書（様式第1）（以下「派遣申請書」という。）を県に提出するものとする。

2 前項の規定による申請の受付は、この要領の施行日から開始し、毎年度2月末までとする。ただし、事業執行額が当該年度の予算額に達した場合は、この限りではなく、その時点で受付を終了するものとする。

(アドバイザーの選定)

第5条 知事は、派遣対象事業者から派遣申請があった場合は、内容を審査の上、アドバイザーを派遣すべきものと認めるときは、委嘱したアドバイザーの中から指導助言を求める課題の解決に資する知見を有するアドバイザーを選定する。ただし、派遣対象事業者が

特定のアドバイザーの派遣を希望する場合は、アドバイザーの指名理由について当該派遣対象事業者の説明を求め、確認の上、当該アドバイザーを選定するものとする。

(派遣を求める内容の確認)

第6条 知事は、派遣対象事業者から提出のあった派遣申請書において、派遣を求める内容が不明確である場合など、派遣にあたっての内容の確認や調整が必要と判断した場合は、当該派遣対象事業者に対し内容の確認を行い、必要に応じて派遣申請書の修正を求めることができるものとする。

(派遣の依頼)

第7条 知事は、第5条に基づき選定したアドバイザーに対し、当該派遣対象事業者への派遣を、福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣依頼書(様式第2)により依頼するものとする。

(派遣変更申請)

第8条 派遣対象事業者は、派遣の決定を受けた後、やむを得ない理由により派遣内容に変更が生じた場合は、福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣変更申請書(様式第3)を速やかに県に提出しなければならない。

2 知事は、前項による派遣変更申請があった場合は、その採否を決定し、派遣対象事業者に通知するものとする。また、派遣変更の旨をアドバイザーに確実に連絡するものとする。

(派遣への同行)

第9条 知事は、派遣対象事業者にアドバイザーの派遣を実施する場合は、必要に応じて県の職員を同行させるものとする。

(派遣受入の報告)

第10条 派遣対象事業者は、アドバイザーの派遣を受けた場合は、派遣を受けた日から14日以内に福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣受入報告書(様式第4)(以下「派遣受入報告書」という。)を県に提出するものとする。

(派遣の実施報告)

第11条 アドバイザーは、派遣対象事業者に指導助言を実施した場合は、派遣を受けた日から14日以内に福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣実施報告書(様式第5)(以下「派遣実施報告書」という。)を県に提出するものとする。

(事後調査)

第12条 知事は、アドバイザーの派遣を実施した派遣対象事業者の指導助言事項の実施又は改善等の状況を事後調査できることとし、派遣対象事業者はこれに協力するものとする。

(経費の負担)

第13条 知事は、派遣受入報告書及び派遣実施報告書により、指導助言が適切に行われたことを確認した後、アドバイザーに対し謝金及び旅費を支給する。

(アドバイザーの守秘義務)

第14条 アドバイザーは、派遣対象事業者への指導助言を行うこと等により知り得た派遣対象事業者の秘密を当該派遣対象事業者の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、当該秘密を自己の利益又は営利目的のために利用しないものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、アドバイザーの派遣に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則 この要領は平成28年4月1日から施行する。

この要領は令和元年5月1日から施行する。

この要領は令和2年12月28日から施行する。

この要領は令和3年7月26日から施行する。

この要領は令和4年10月18日から施行する。

この要領は令和6年11月25日から施行する。

福岡県知事 殿

団 体 名
代表者職氏名

福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣申請書

福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザーからの指導助言を受けたいので、下記のとおり派遣を申請します。

記

1 団体概要等

団 体 名	
所 在 地	〒
資 本 金	
従 業 員 数 ・ 会 員 数	
事 業 内 容	
U R L	

2 連絡担当者

部 署		職 名	
氏 名		電 話	
F A X		E-mail	

【添付書類】

- ①商業登記簿謄本や団体規約の写しなど事業所の所在地が分かる書類
- ②事業（検討）地を示す地図や概要が分かる書類

3 指導助言を希望する分野・テーマ

(1) 分野

- 太陽光 小水力 風力 バイオマス（木質） バイオマス（廃棄物系）
地中熱 蓄電池

(2) テーマ

--

4 指導助言を希望するテーマに関する現状と課題

--

5 アドバイザーへの依頼事項

--

6 課題解決の目標 ※できるだけ具体的に記載してください。(何を、いつまでに、どの程度、どういう状態に)

--

7 派遣希望アドバイザー

希望の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
氏名	第1希望		第2希望	

8 派遣希望日時・場所

希望日時	第1希望	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	第2希望	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
希望場所	〒	

福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー
様

福岡県知事（知事氏名）

福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣依頼書

本県のエネルギー関連施策の推進につきましては、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、下記のとおり、指導助言を受けるためのアドバイザー派遣の申請がありましたので、貴殿に対し派遣を依頼します。

記

- 1 派遣先団体の名称
- 2 派遣先団体の所在地
- 3 指導助言を希望する日時・場所
- 4 指導助言を希望するテーマ・課題等

別添写しのとおり（派遣申請書の写しを添付）

- 5 その他

福岡県知事 殿

団 体 名
代表者職氏名

福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣変更申請書

さきに申請しましたアドバイザー派遣について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 指導助言を受けようとするテーマ

--

2 派遣するアドバイザーの氏名

--

3 変更後の派遣日時・場所

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
場 所	

4 変更内容・理由

--

福岡県知事 殿

団 体 名
代表者職氏名

福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣受入報告書

さきに申請しましたアドバイザー派遣について、指導助言を受けたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣されたアドバイザーの氏名
- 2 派遣を受けた日時・場所
- 3 指導助言の実施テーマ
- 4 指導助言の内容
- 5 指導助言の効果
- 6 指導助言を踏まえた今後の課題、取組予定
- 7 添付資料
 - (1) 当日の配布資料
 - (2) 派遣時の写真（2枚程度をA4判縦1枚の用紙に印刷又は貼付）
 - (3) その他関係資料

福岡県知事 殿

所 属
氏 名

福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣実施報告書

さきに依頼のありましたアドバイザー派遣により、下記のとおり指導助言を実施したので報告します。

記

- 1 派遣先団体の名称
- 2 派遣先団体の所在地
- 3 指導助言の実施日時・場所
- 4 指導助言の実施テーマ
- 5 指導助言の実施内容